

# 入札公告

不動産鑑定評価業務に係る条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。

令和 5年 9月29日

福島県県中建設事務所長 芳賀 英幸

## 1 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量 第13号 不動産鑑定評価業務 一式
- (2) 業務の仕様等 入札説明書及び不動産鑑定評価仕様書（入札説明書・別記3）による
- (3) 履行期間 契約日から45日間
- (4) 評価依頼地 不動産鑑定評価仕様書（入札説明書・別記3）による。

## 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる条件及び入札説明書に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
- (2) 次のア又はイの条件を満たす者であり、かつ、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）の規定に基づく業務の停止期間中の者でないこと。
  - ア 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）の規定に基づく福島県知事の登録を受けている不動産鑑定業者であること。
  - イ 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）の規定に基づく国土交通大臣の登録を受けている不動産鑑定業者であって、福島県内に主たる事務所を有する者であること。
- (3) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定の後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

## 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、上記2（2）に掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に定めるところにより提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。

- (1) 提出期間 令和5年9月29日（金）から10月11日（水）の午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

- (2) 提出場所 郵便番号 963-8540  
福島県郡山市麓山一丁目1番1号  
福島県県中建設事務所総務部総務課  
電話番号 024-935-1408  
FAX 024-935-1407
- (3) 提出方法 郵送又は持参による。ただし、郵送による場合は、一般書留又は簡易書留郵便とし、令和5年10月11日(水)午後5時必着とする。

#### 4 入札日時等

- (1) 入札及び開札の日時 令和5年10月20日(金) 14時00分
- (2) 入札及び開札の場所 福島県郡山市麓山1丁目1番1号  
福島県県中建設事務所 2階会議室
- (3) その他 入札書は持参するものとし、郵便による入札は不可とする。

#### 5 入札保証金

入札説明書による。

#### 6 契約保証金

入札説明書による。

#### 7 入札者に要求される事項

この条件付き一般競争入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県県中建設事務所長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

#### 8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

#### 9 その他

##### (1) 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

##### (2) 落札者の決定の方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

##### (3) 契約書等の作成

入札説明書による。

##### (4) その他

詳細は、入札説明書による。

(5) 本公告に関する問い合わせ先

福島県県中建設事務所総務部総務課

電話番号 024-935-1408

F A X 024-935-1407